（休日の承認等）

第六十六条　令第十三条第二項第二号に規定する主務省令で定める営業所は、次に掲げるものとする。

一　本店

二　災害その他の事象が発生した場合における商工組合中央金庫の危機管理に関する事務その他の商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要となる事務を統括する営業所（前号に掲げるものを除く。）

2　商工組合中央金庫は、令第十三条第二項第二号の規定による承認を受けようとするとき、又は同項第三号の規定による届出（同号に規定する営業所を設置する際に当該営業所についてするものを除く。）をしようとするときは、承認申請書又は届出書に次に掲げる書面を添付して主務大臣等に提出するものとする。

一　理由書（次に掲げる事項に係る記載があるものに限る。）

イ　金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。

ロ　当該承認の申請又は届出に係る営業所の顧客の利便を著しく損なわないこと。

二　令第十三条第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

三　その他参考となるべき事項を記載した書面

3　（略）

4　商工組合中央金庫は、令第十三条第三項の規定による閲覧に供する措置をするときは、商工組合中央金庫のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

5　商工組合中央金庫は、令第十三条第二項第二号の規定による承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所の店頭に掲示するとともに、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

一　令第十三条第一項各号及び第二項第一号に掲げる日以外の休日

二・三　（略）

（営業時間）

第六十七条　（略）

2　（略）

3　商工組合中央金庫は、その営業所が次のいずれにも該当する場合（前項に該当する場合を除く。）は、当該営業所について営業時間の変更をすることができる。

一・二　（略）

4　商工組合中央金庫は、前項の規定による営業時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所の店頭に掲示するとともに、商工組合中央金庫のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

一～三　（略）

5　（略）

（臨時休業の届出等）

第六十八条　（略）

2　（略）

一　（略）

（休日の承認の申請等）

第六十六条　商工組合中央金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して主務大臣等に提出するものとする。

一　理由書

二　令第十二条第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

（新設）

2　（略）

3　商工組合中央金庫は、令第十二条第三項の規定により公衆の閲覧に供する場合には、商工組合中央金庫のウェブサイトに掲載する方法により行うものとする。

4　商工組合中央金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る営業所の店頭に掲示するとともに、前項の方法により公衆の閲覧に供するものとする。

一　令第十二条第一項各号及び第二項第一号に掲げる日以外の休日

二・三　（略）

（営業時間）

第六十七条　（略）

2　（略）

3　商工組合中央金庫は、その営業所が次のいずれにも該当する場合（前項に規定する場合を除く。）は、当該営業所について営業時間の変更をすることができる。

一・二　（略）

4　商工組合中央金庫は、前項の規定による営業時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所の店頭に掲示するとともに、商工組合中央金庫のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。

一～三　（略）

5　（略）

（臨時休業の届出等）

第六十八条　（略）

2　法第三十二条第一項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　（略）